



「エコカー補助金」終了後の自動車販売（日本）

1. 「エコカー補助金制度」とは？

「エコカー補助金制度」は、2009年6月19日から申請受付が始まったエコカー（環境対応車）に対する購入補助金制度です。当初は2010年9月末までの新車登録が対象でしたが、期限が迫るに連れて制度の利用者が急増した結果、予算枠の5,837億円を使い切り、9月7日に受理された申請をもって同制度は終了しました。この制度は、エコカー（環境対応車）への買い替えや新規購入の際に補助金（乗用車で、最大25万円）が交付されるもので、エコカー普及促進策と追加経済対策の両方を担う制度として注目されていました。

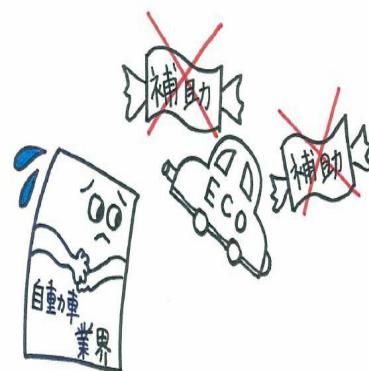
2. 最近の動向

日本自動車販売協会連合会（自販連）によると、9月の新車販売台数（軽自動車以外の乗用車、最大25万円の補助金）は前年同月比4.1%減少の30万8,663台となりました。14カ月ぶりのマイナスです。特に、補助金の効果が大きかった小型乗用車は、同12.2%減少の13万7,728台となりました。

9月の新車販売が減少した主な要因として、当初期限の月末を迎える前に「エコカー補助金制度」が終了したことが挙げられます。

補助金の申請が殺到した先月の第一週目は、前年比の3倍（約6万3,000台）にまで達した販売台数も、補助金制度終了後は急速に減少。国内自動車メーカーの系列販売店のなかには、総受注台数が前年同月比で4割程度にまで減少した例もあります。このような販売店では、購入支援金や低金利の自動車ローンを用意するなど、独自の販売戦略が繰り広げられましたが、9月後半の落ち込みはカバーできませんでした。

また、軽自動車協会連合会によれば、軽自動車（最大12.5万円の補助金）は、前年同月比4.6%増加の16万3,291台となりました。



3. 今後の展開

「エコカー補助金制度」終了後の自動車販売の低迷は、国内メーカーの生産ラインにも影響を与えており、すでに2割程度の減産（1日当たり、9月対比）に踏み切った例もあります。自動車産業のすそ野は広く、自動車の需要が増えると、関連産業を含めて国内全体では約3倍の生産波及効果があるとも言われています。経済産業省の予想では、9～10月の自動車の減産が製造業全体を下押しする可能性を指摘しています。補助金制度の終了が個人消費の冷え込み、ひいては景気回復の『急ブレーキ』となることのないよう、政府・民間企業ともに次の一手を打つべきタイミングに差し掛かっています。

弊社マーケットレポート

検索!!

2010年09月08日【キーワード No.398】エコカー補助金の終了が景気に与える影響（日本）

2010年08月05日【デイリー No.634】日本の自動車市場（7月）～販売台数は金融危機前の水準へ～

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら！！☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。



【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)

・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

・・・信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社